

(長期継続契約) 学校図書等配送業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が該当業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 (長期継続契約) 学校図書等配送業務委託
- 2 業務目的 本業務は、市川市教育センター及び市川市中央図書館、並びに市川市立幼稚園、市川市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校（以下「学校等」という。）との間における図書等の集配を確実に実施することで、学校図書館を中心とする学校教育機能を高めることを目的とする。
- 3 委託場所 市川市鬼高1丁目1番4号 市川市教育センター 含む63箇所
- 4 契約期間 令和7年6月1日から令和10年5月31日まで
- 5 業務内容及び実施方法
 - (1) 集配場所
委託者が定める集配場所は、別紙1の通りとする。
 - (2) 集配コース
委託者が定める集配コースは、別紙2の通りとする。
 - (3) 集配物の種類
集配物は、次に掲げるもの（以下「図書等」という。）とする。
 - ・図書、書類、消耗品等
 - (4) 集配方法
 - ①受託者は、学校等に配送する図書等とコース別物流配送表（別紙3の通り）を配送日当日に委託者より受領し、内容を確認したのち、市川市中央図書館を出発するものとする。
 - ②学校等に到着後、学校等が指定した場所に、委託者から受領した図書等を受け渡し、当該学校の確認を受け、コース別物流配送表に当該学校等職員のサインまたは押印を受けるものとする。このとき、他の学校等から指定された学校等へ配送する図書等があった場合、同様の処理を行うものとする。
 - ③受託者は、学校等から他校及び市川市中央図書館に配送する図書等を確認し、受領するものとする。
 - ④受託者は、配送日当日の業務終了後、午後5時までに全学校等のコース別物流図書配送表を委託者へ提出するものとする。

(5) 集配経路等

- ①市川市中央図書館を起点とし、学校等を一巡して教育センターを終点とする2コース（別紙2の通り）を運行する。但し、交通事情その他の突発的な事由により業務が困難なとき、受託者は委託者と協議を行い変更することができるものとする。
- ②配送の進捗状況について、折り返しの配送前（柏井小学校出発前）に委託者へ連絡を入れるものとする。
- ③指定する時間までに業務が終了しない場合は、午後4時前までに委託者に連絡し、委託者と協議を行い、受託者の負担により引き続き作業を行うか、当該学校等の了解のもと翌営業日（学校開校日）に作業を終了させるものとする。
- ④回収の不備等の疑義が生じた場合、その都度対応について協議するものとする。

6 事故等に関する措置

- (1) 文書など集配物が汚れたり、濡れたりしないよう十分配慮すること。また、文書など集配物の滅失、著しい毀損を発見した時は、直ちに委託者へ報告するものとする。
- (2) 受託者は、業務履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所管警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 集配業務中に発生した事故及び図書等の盗難によって生じた一切の損害は受託者が賠償するものとする。
- (4) 受託者は、業務遂行に当たり、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責任を負わなければならない。賠償額については委託者に損害を与えた場合は委託者と受託者が協議の上、これを決定し、第三者に損害を与えた場合は受託者と第三者間で協議、解決するものとする。
- (5) 受託者は、損害賠償保険への加入等、事故等発生に賠償できるよう必要な措置を講じるものとする。

7 添付書類

- (1) 別紙1 配送施設一覧
- (2) 別紙2 図書物流コース表
- (3) 別紙3 コース別物流配送表（Aコース、Bコース）
- (4) 別紙4 令和7年度ネットワーク図書の配送実施予定表
令和8年度、令和9年度、令和10年度については、別紙4の欄外を参照のこと
- (5) 別紙5 業務報告書
- (6) 別紙6 完了届

8 業務実施日及び時間

(1) 実施日

原則として、委託者が指定する日とする。(別紙4「令和7年度ネットワーク図書の配送実施予定表」参照)

【年間業務実施予定数】

- ・令和7年度 62日 ・令和8年度 70日 ・令和9年度 70日
- ・令和10年度 8日

また、委託者が指定する夏休み、冬休み、その他長期休業中等は実施しない。

- (2) 業務は、原則として、午前8時00分に開始し午後5時00分までに終了するものとする。但し、学校への受け渡しは午前8時15分以降とする。
- (3) 上記の実施日、実施時間については、委託者と受託者の両者合意のうえ変更することができるものとする。

9 業務実施体制

- (1) 車両2台は、受託者が用意するものとする。

ただし、以下の形式の車両は、使用しないものとする。

- ①二輪車、特殊車両その他業務遂行にふさわしくないと認められるもの。
- ②集配物が外部より見ることができるもの。
- ③トラック等で荷台部分の覆いがないもの（幌で覆われているものも含む）。
- ④不正改造を施してあるもの、その他業務遂行にふさわしくないと認められるもの。

- (2) 車両に関する経費は全て受託者の負担とする。

10 提出書類

以下の書類について、業務開始日の7日前までに提出すること。ただし、提出後に人員や車両等の変更が必要になった場合は、業務に従事する前に、該当する書類について再提出すること。

- (1) 業務従事者名簿及び普通自動車運転免許証の写し

※業務従事者名簿には、連絡がとれる連絡先を明記すること

※担当者が変わった場合または、自動車検査証や保険等の更新が行われた場合は、その都度業務従事者名簿の提出をすること

- (2) 自動車検査証の写し

- (3) 自動車損害賠償責任保険、自動車保険証の写し

1 1 報告書類

- (1) コース別物流配送表（別紙3）実施日の午後5時までに提出すること
- (2) 業務報告書（別紙5）各年度の7・10・1・4月に提出すること
- (3) 完了届（別紙6）契約終了時及び各年度の3月31日に提出すること

1 2 その他

- (1) 業務実施日の集配業務は、市川市専用便とし委託者以外の依頼者から請負った配送物との混合配送は行わないものとする。
- (2) 委託者は、受託者の業務が不相当と認められる場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (3) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に洩らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 業務の履行に当たっては、道路交通法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。